

LM・アメリカ高配当株ファンド (毎月分配型)/(3ヵ月決算型)/(年2回決算型)

基準価額の動向について

平素は「LM・アメリカ高配当株ファンド」に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年3月9日の当ファンドの各コースの基準価額は、毎月分配型が6.5%、3ヵ月決算型が6.5%、年2回決算型が6.5%下落しました。基準価額下落の要因について、以下にご報告させていただきます。

3月6日の米国株式市場は下落しました。新型コロナウイルスの感染が米国や欧州でも拡大したことによる世界的な株式市場の大幅な下落の影響を受けました。

為替相場に関しても同様に、世界的にリスク回避姿勢が強まる中、大幅に円高米ドル安が進みました。

図1: 米国株式と米ドル(対円)の動向

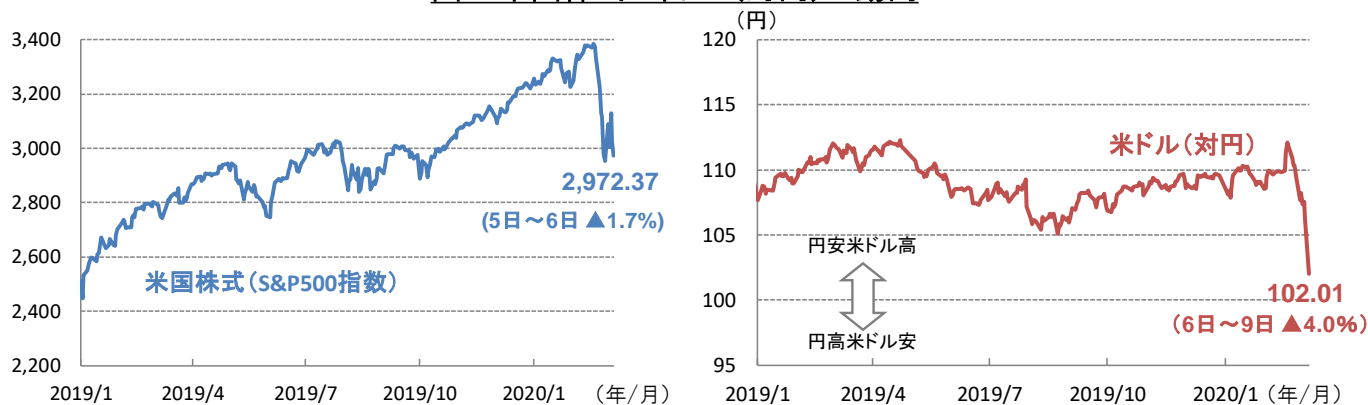


表2: 基準価額変動の内訳

	毎月分配型		3ヵ月決算型		年2回決算型	
基準価額(3月6日)	8,160 円		8,668 円		14,650 円	
基準価額(3月9日)	7,629 円		8,104 円		13,697 円	
基準価額変動	▲531 円	▲6.5 %	▲564 円	▲6.5 %	▲953 円	▲6.5 %
変動内訳	寄与度(円)	寄与度(%)	寄与度(円)	寄与度(%)	寄与度(円)	寄与度(%)
株式要因	▲215 円	▲2.6 %	▲228 円	▲2.6 %	▲386 円	▲2.6 %
為替要因等	▲315 円	▲3.9 %	▲334 円	▲3.9 %	▲565 円	▲3.9 %
信託報酬	▲1 円	▲0.0 %	▲1 円	▲0.0 %	▲2 円	▲0.0 %

S&P500指数	
3月5日	3,023.94
3月6日	2,972.37
騰落率	▲1.7 %

為替レート(米ドル円)	
3月6日	106.25
3月9日	102.01
騰落率	▲4.0 %

(出所)ブルームバーグ、投資信託協会

米国株式:S&P500指数、2019年1月2日~2020年3月6日

米ドル(対円):2019年1月4日~2020年3月9日

※四捨五入の影響により、基準価額変動が内訳の合計と一致しない場合があります。

※基準価額算出に用いられる株式価格は、前日の海外市場の終値が適用されます。上記海外市場の株価指数において日本の営業日に応答する海外市場が休日の場合、その前日の指数を提示しています。為替は当日のレートが適用されます。

【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに受付けたものを当日の申込受付分とします。
購入・換金の申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受けません。
信託期間	2023年2月20日まで ※信託期間は延長することがあります。 <毎月分配型/年2回決算型> 2013年3月8日設定 <3ヵ月決算型> 2013年7月19日設定
決算日	<毎月分配型>毎月20日(休業日の場合は翌営業日) <3ヵ月決算型>毎年2月、5月、8月、11月の各20日(休業日の場合は翌営業日) <年2回決算型>毎年2月20日および8月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※税法等が改正された場合には、内容が変更になることがあります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	申込金額(購入価額に申込口数を乗じて得た額)に、 3.85%(税抜3.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対し 年率1.914%(税抜1.74%) ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎決算時または償還時に当ファンドの信託財産から支払われます。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等 原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。 その他諸費用(監査、印刷、受益権の管理事務、税務事務等の諸費用。) 日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。

投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【委託会社、その他関係法人の概況】

委託会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

【販売会社】

販売会社名 口		登録番号	毎月分配型	3ヵ月決算型	年2回決算型	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	日本商品先物取引協会
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第180号	○	○	○	○	○			
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○	○	○	○			
岡三いがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○	○	○	○				
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○	○	○	○		○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○		○	○				
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○	○	○	○				
株式会社 京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○		○	○				
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○	○	○	○				
株式会社 武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○	○	○	○				
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○	○	○	○				
株式会社 伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号			○	○		○		
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号			○	○				
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	○		○	○		○		○
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○			○		○		
株式会社イオン銀行(ネット専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		○	○				
株式会社 大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	○		○		
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○			○		○		
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第8号	○			○				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○			○		○		
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	○		○		
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○			○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	○	○	○	
静銀ティーム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○	○	○	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○		○	○				
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号			○	○				
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	○		○		
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			○				
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○		○	○		○		
株式会社 長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○		○	○				
西日本シティIT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○		○	○				
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○		○	○				
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○	○	○	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○		○		○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○		○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	○		○		
こうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第43号	○			○				
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	○		○		
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(登金)第21号	○		○	○	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号			○	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○			○		○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○			○	
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○		○	○				
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号			○	○		○		

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したのですが、その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

当ファンドについてのご注意事項

投資元本を割り込むことがあります。

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額を変動させるいろいろなリスクがあります。

- 当ファンドの基準価額を変動させる要因としては、「株価変動リスク」、「MLPの価格変動リスク」、「不動産投資信託の価格変動リスク」や「為替変動リスク」などがありますが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。ファンドのリスクについては、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

分配金が支払われないことがあります。

- 分配対象額が少額等の場合には、分配を行わないことがあります。

その他重要な事項に関しては、投資信託説明書(交付目論見書)に詳しく記載されていますので、よくお読みください。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- MLPの配当金の受取り時に、米国における連邦税として、原則、配当金の21%を上限とした源泉徴収が行われます。その後、通常、年に1度、米国において税務申告を行うことにより、MLPへの投資を通じて得られる収益等に対する連邦税(所得税および支店利益税)の課税額が確定し、源泉徴収された額との調整が行われます。税務申告時に確定した連邦税の課税額が、配当金受取り時の源泉税額より小さくなった場合は源泉税の還付を申請し、源泉税額より大きくなった場合は追加納税を行います。また、連邦税のほかにMLPが事業を行う州において州税の課税対象となります。※2017年12月の米国の税制改正により、MLPの売却時に売却代金に対して源泉徴収が行われることが決定されましたが、2019年8月末現在、詳細は公表されておりません。売却時に源泉徴収が行われる場合には、上記の配当金に対する源泉徴収と同様、税務申告で確定した課税額との調整が行われる見込みです。
 - 税務申告に伴う還付や納税に備えて、原則、引当額を計上する計理処理を行います。ただし、計上した引当額が、税務申告時に確定した税額と異なることがあります。
 - 上記の税金の支払い、還付および計理処理により、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- (注)上記記載は、作成日現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPIに適用される税制等の変更に伴い変更される場合があります。
- MLPIに適用される法律または税制が変更された場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
 - 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
 - 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

本資料をご覧いただく上での留意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の支払いの保証はありません。
- 証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。
- 当資料は、説明資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。
- 当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。
- 当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。
- この書面及びここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。
- 当資料は情報提供を目的としてのみ作成されたもので、証券の売買の勧誘を目的としたものではありません。
- 投資信託は値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。基準価額の変動要因となるリスクの詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。
- 投資資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様に帰属します。過去の運用実績は将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 投資信託に係る申込手数料は販売会社にご確認ください。
- 投資信託の運用に係る信託報酬その他の費用等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。
- 投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身で判断ください。
- 投資信託説明書(交付目論見書)は、取扱販売会社の窓口にご請求ください。

投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をよくお読みください。

設定・運用は

レグ・メイソン・アセット・マネジメント

商号:レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会